

《令和2年第1回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》

【令和2年2月20日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第2号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1)事故発生場所及び内容 大井放課後児童クラブ雨どいが経年劣化により強風に耐えられず外れ、隣家敷地に駐車してあった車両のボンネットに落下し、ボンネットとフロントガラスの一部を損傷させた。 (2)事故発生日 令和元年10月12日午後9時 (3)損害賠償額 211,640円</p>
第1号議案	令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算(第9号)	<p>1 総括 本補正予算は歳入については決定行為が行われているもの、歳出については普通建設事業や各種業務委託契約などの執行残を減額することにより、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 397億3,329万3千円 補正予算額 8億6,444万1千円 補正後の予算総額 405億9,773万4千円</p>
第2号議案	令和元年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	<p>1 総括 本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 99億6,251万9千円 補正予算額 1億6,112万3千円 補正後の予算総額 101億2,364万2千円</p>
第3号議案	令和元年度ふじみ野市介	<p>1 総括</p>

	護保険特別会計補正予算 (第3号)	<p>本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上ものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 77億4,326万3千円 補正予算額 △712万1千円 補正後の予算総額 77億3,614万2千円</p>
第4号議案	令和元年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、決算見込みにおいて過不足が生じる科目について、補正予算を計上したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 13億1,294万5千円 補正予算額 △774万8千円 補正後の予算総額 13億 519万7千円</p>
第5号議案	ふじみ野市自治組織集会施設審議会条例	<p>1 制定理由</p> <p>市民相互の交流の場や、住みよい地域社会づくりのための活動拠点となる自治組織の集会施設に関する必要な事項について検討するため、条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>所掌事務や組織など審議会の設置について定める。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和2年4月1日</p>
第6号議案	ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会条例	<p>1 制定理由</p> <p>ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)の策定に向け、必要な事項について検討するため、ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)策定委員会を設置するため、条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例(仮称)の策定に向けた委員会設置について定める。</p> <p>3 施行年月日</p>

		令和2年4月1日
第7号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準の評価について、簡易な評価方法が追加されました。この簡易な評価方法を使用した場合の手数料算定について文言を整理するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 簡易な評価方法を使用した共同住宅の手数料算定方法の追加</p> <p>(2) モデル建物法を用いた評価方法を使用した住宅の手数料算定方法の追加</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日</p>
第8号議案	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼保無償化されたことに伴い、関連する本市の事務を今年度末で廃止することから、個人番号を利用し、又は情報連携できる事務の一部が廃止になるため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>幼保無償化に伴い「ふじみ野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」が廃止となることから「同要綱による補助金の額の決定等に関する事務であって規則で定めるもの」を廃止する。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和2年4月1日</p>
第9号議案	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>特別職の職員で非常勤のものうち、職の追加をするため、条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1)ふじみ野市自治組織集会施設審議会委員</p>

		<p>を追加し、会長（日額 5,400 円）、委員（日額 4,000 円）とする。</p> <p>(2) こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員を追加し、委員長（日額 5,400 円）、委員（日額 4,000 円）とする。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 10 号議案	ふじみ野市印鑑条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、意思能力を有する成年被後見人が印鑑登録を行うことができるようにするため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 登録資格における印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に変更する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 11 号議案	ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、国民健康保険税の減免の対象者についてより明確化するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 国民健康保険法第 59 条に基づき、保険給付の制限を受ける者の国民健康保険税の減免について、ふじみ野市国民健康保険税条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 49 号）第 24 条に加える。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 12 号議案	ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 スポーツ施設の整備完了に伴い、各施設の免除制度を統一すると伴に、必要内容の</p>

		<p>改正を行うため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容          公用及び災害、その他緊急かつやむを得ない事態の場合に使用料を減免するため改正する。</p> <p>3 施行年月日          令和2年4月1日</p>
第13号議案	災害見舞金支給条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由          住家被害の判定に、一部損壊（準半壊）の区分ができたことに伴い、被害区分に合わせた見舞金を支給するため条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容          (1) 災害見舞金支給の被害区分に「住居の一部損壊（準半壊）」を加える。          (2) 被災者の被災後の復旧活動、身の回りの整理対応等に必要な期間を考慮し、届出期限を15日から30日にする。          (3) 上記改正に併せ、条文整備も行う。</p> <p>3 施行年月日          公布の日</p>
第14号議案	ふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由          災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正に伴い、条例の条文と整合を図るため条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容          災害弔慰金の支給等に関する法律において、災害援護資金の貸付金に対し、償還金の支払猶予することができる規定と自己破産によって償還を免除することができる規定が加えられたことにより、条例の条項を修正する。</p> <p>3 施行年月日          公布の日</p>
第15号議案	ふじみ野市立放課後児童	<p>1 改正理由</p>

	クラブ条例の一部を改正する条例	<p>ふじみ野市立第3上野台放課後児童クラブ及び第4上野台放課後児童クラブを設置するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 別表の施設名称にふじみ野市立第3上野台放課後児童クラブ及びふじみ野市立第4上野台放課後児童クラブを追加する。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p>
第16号議案	ふじみ野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）等の施行に伴い、条文を整備するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 家庭的保育事業用の基準について、代替保育を提供する連携先の基準緩和、食事の提供の特例の設置及び経過措置の延長する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第17号議案	ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）の施行に伴い、条文を整理するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 幼児教育・保育の無償化の実施に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更及び施設等利用給付費の取扱いに関する事項を新設する。</p> <p>3 施行年月日 令和2年4月1日</p>
第18号議案	ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 使用料の減免規定の整備及び受益者負担</p>

		<p>の適正化を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容          使用料の減免は、公用又は災害その他市長が特別に認めたときとする。          障害者手帳の交付を受けている者の使用料は、一般の使用料の額に 0.5 を乗じて得た額とする。          使用料の利用区分について、「小学生・中学生」を「中学生以下」に改める。</p> <p>3 施行年月日          令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 19 号議案	ふじみ野市荒川第 2 運動公園条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由          利用料金の免除規定の整備及び受益者負担の適正化を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容          利用料金の免除は、公用又は災害その他市長が特別に認めたときとする。          障害者手帳の交付を受けている者の利用料金は、一般の利用料金の額に 0.5 を乗じて得た額とする。          利用料金の利用区分について、「小学生・中学生」を「中学生以下」に改める。</p> <p>3 施行年月日          令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 20 号議案	ふじみ野びん沼サッカー場条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由          利用料金の免除規定の整備及び受益者負担の適正化を図るため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容          利用料金の免除は、公用又は災害その他市長が特別に認めたときとする。          障害者手帳の交付を受けている者の利用料金は、一般の利用料金の額に 0.5 を乗じて得た額とする。          利用料金の利用区分について、「小学生・</p>

		<p>中学生」を「中学生以下」に改める。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 21 号議案	ふじみ野市営住宅条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 民法の一部を改正する法律の施行に伴い、保証人に係る規定の見直し等を行うため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 これまで市営住宅への入居の際に保証人を求めているが、保証人を確保できないなどの理由で入居が困難な方へ配慮するため、緊急の連絡先のみ求めることとする。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 22 号議案	ふじみ野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例	<p>i 改正理由 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員の要件が厳格化され、条文を整備するため、条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 ふじみ野市建築紛争相談員が特別職非常勤職員から私人（有償ボランティア）となるため、ふじみ野市建築紛争相談員の条文を削る。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 23 号議案	ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 地方自治法の改正として、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が追加されたことにより、条ずれが生じたため、必要な改正を行う。</p>



		3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
第 24 号議案	ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 改正理由 使用料の減免規定を整理するため、ふじみ野市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例を改正するものです。 2 改正内容 公用又は災害その他緊急かつやむを得ない事態等により市長が特別に認めるときは、使用料を免除することができるようにする。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
第 25 号議案	ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例	1 改正理由 ふじみ野市立図書館の休館日を図書館利用者へのサービス向上のため、指定管理者との協定に基づき条例を改正するものです。 2 改正内容 第 4 月曜日及び第 5 月曜日を開館日に改める。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
第 26 号議案	ふじみ野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、条文を整理するため、条例を改正するものです。 2 改正内容 第 8 条第 1 項及び第 2 項中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
第 27 号議案	ふじみ野市立ふれあいプラザ条例を廃止する条例	1 廃止理由 （仮称）第 3 庁舎建設に伴いふじみ野市立ふれあいプラザを解体することから、条例

		<p>を廃止するものです。</p> <p>2 廃止内容  条例規定されている市立ふれあいプラザについて、同センターの業務終了に伴い条例を廃止する。</p> <p>3 施行年月日  令和2年12月1日</p>
第28号議案	令和2年度ふじみ野市一般会計予算	○当初予算額 歳入・歳出 414億1,453万5千円 (令和元年度当初予算額 381億2,842万1千円)
第29号議案	令和2年度ふじみ野市国民健康保険特別会計予算	○当初予算額 歳入・歳出 91億7,543万1千円 (令和元年度当初予算額 98億602万円)
第30号議案	令和2年度ふじみ野市介護保険特別会計	○当初予算額 歳入・歳出 80億718万4千円 (令和元年度当初予算額 76億1,255万4千円)
第31号議案	令和2年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計予算	○当初予算額 歳入・歳出 13億6,167万6千円 (令和元年度当初予算額 13億987万1千円)
第32号議案	令和2年度ふじみ野市水道事業会計予算	令和2年度ふじみ野市水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。 <p>1 収益的収入及び支出の予定額  収益的収入 17億8,631万2千円  収益的支出 17億5,544万1千円</p> <p>2 資本的収入及び支出の予定額  資本的収入 1億5,544万円  資本的支出 6億6,395万3千円</p>
第33号議案	令和2年度ふじみ野市下水道事業会計予算	令和2年度ふじみ野市下水道事業会計予算の概要は以下のとおりです。 <p>1 収益的収入及び支出の予定額  収益的収入 17億5,785万9千円  収益的支出 16億412万2千円</p> <p>2 資本的収入及び支出の予定額  資本的収入 2億4,339万9千円  資本的支出 4億7,937万7千円</p>

<p>第 34 号議案</p>	<p>(仮称) 東地域文化施設多目的棟大規模改修工事請負契約の締結について</p>	<p>(仮称) 東地域文化施設多目的棟大規模改修工事請負契約の締結に関する市議会の議決を求めるものです。</p> <p>契約金額は金 657,294,000 円であり、工期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 19 日までとなっています。</p> <p>契約の相手方は、佐田建設株式会社さいたま支店です。</p> <p>入札方式は、一般競争入札事後審査型で実施し、入札参加数は 15 社あり、今回の入札において、最低制限価格を設定し、7 社が最低制限価格を下回る入札金額によって入札をしました。</p> <p>今回の契約によって実施する工事の概要については、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造、地上 3 階一部鉄筋造地上 2 階、建築面積 1,629.84 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>2 主な工事内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部改修（屋上防水改修、外壁改修など）</li> <li>・内部改修（床、壁、天井、造作家具など）</li> <li>・電気設備改修</li> <li>・機械設備改修</li> <li>・昇降機設備改修</li> <li>・外構改修</li> </ul> </li> </ol>
<p>第 35 号議案</p>	<p>ふじみ野市道路線の認定について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提案理由 <p>開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> </li> <li>2 認定する市道路線 <p>市道 F - 1 5 0 号線</p> </li> <li>3 市道路線の位置 <p>ふじみ野市桜ヶ丘三丁目地内</p> </li> </ol>

		<p>4 幅員及び延長 4.20～7.62m / 34.99m</p> <p>5 供用開始年月 令和2年3月下旬(予定)</p>
第36号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく地区計画区域内の開発行為において協議が整ったため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道A-177号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市福岡二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 10.00m～25.40m / 45.00m</p> <p>5 供用開始年月 令和2年11月(予定)</p>
第37号議案	ふじみ野市立放課後児童クラブの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立第3上野台放課後児童クラブ及びふじみ野市立第4上野台放課後児童クラブの指定管理者の指定を行いたいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</p> <p>3 指定期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで</p>
第38号議案	ふじみ野市自転車駐車場等の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立サービスセンター自転車駐車場及びふじみ野市自転車駐車場の指定管理者である日駐研・高見沢共同事業体の指定の取消しに伴い、新たに指定管理者の指定を行いたいので、この案を提出するものです。</p>

		2 指定管理者の名称 株式会社高見沢サイバネティックス 3 指定期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日 まで
--	--	---